

留学先で履修した科目の単位認定について【2026年出発者用】

学籍異動を伴う留学に行き留学先で修得した単位の認定を希望する場合、以下の内容を熟読のうえ手続を行ってください。渡航前に確認や手続が必要な内容も含まれていますので注意してください。

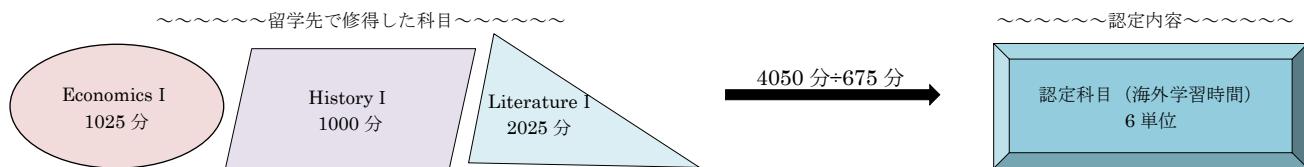
1. 単位認定の概要

単位認定とは、留学先で修得した単位を早稲田大学での卒業に必要な単位として認定することです。単位認定制度には、科目認定と振替認定の2種類があります。

単位認定で得た単位は、科目登録の制限単位数には影響しません。単位認定をしても、科目登録は登録制限単位数の上限まで行うことができます。

●科目認定の例

留学先大学で修得した「Economics I」「Literature I」「History I」等の科目を科目認定すると、それらがまとめて「認定科目（海外学習期間）」等の名称で卒業所定単位に振り替えられる。留学先大学で修得する科目の内容は、文学学術院の科目と同等の内容でなくてよい。「認定科目（海外学習期間）」の単位数は、「Economics I」「Literature I」「History I」3科目の授業時間数の合計に応じて決まる。（留学先大学の科目の授業時間675分につき、文学学術院では1単位に換算。）



●振替認定の例

文化構想学部・文学部（文構・文）の「△×演習」と内容が同等の科目を留学先で修得し、文構・文の「△×演習」の単位を修得したことにする。証明書でも文構・文の科目名である「△×演習」と表示される。振り替えられる単位数は、文構・文の「△×演習」と同じ単位数となる。

文構・文の「△×演習」の成績を留学前に修得済みの場合、振替認定はできない。



<単位認定のメリット：どんな人が単位認定をすべきか?>

メリット①（留学をしつつ4年/4.5年卒業をする）

1年間の留学をしつつ4年または4.5年卒業が可能になります。（半年間の留学の場合は、4年卒業が可能。）

ただし、履修状況等によっては卒業所定単位数を満たせず4年/4.5年卒業ができない可能性もあります。

※文学部の東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースは、コースの方針により3年秋学期以降に留学する場合（例：3年秋学期～4年春学期等）、4年間での卒業はできません。

メリット②（延長生学費を適用して学費を減免する）

留学をした学期の分だけ卒業時期を遅らせる（4.5年間以上での卒業をする）ケースで、延長生として在学する期間について延長生学費を適用して学費を減免できる場合があります。

延長生となる学期の前学期が終了した時点で、算入単位を104単位以上修得している場合のみ学費が減免（※）となります。

※授業料が当該年度4年生の所定額の50%に減免。実験実習料、学生読書室図書費、学生健康増進互助会費は減免なし。

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
春	秋	春	秋	春
在学			留学 在学年数に算入	
正規生扱い			在学 卒業	
			延長生扱い 4年秋までに修得した 算入単位が104単位 以上で学費減免	

※上記の留学期間は一例です。

<留学と在学年数についての注意>

卒業するためには、論系・コースに進級後（2年生になってから）3年以上在学する（学籍状態が在学となる）必要があります。

1年生		2年生		3年生		4年生	
春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
進級		進級後3年間の在学					卒業

留学制度ごとに、留学期間が在学年数に含まれるかどうかは以下のようになっています。

留学制度	留学期間の学籍状態	留学期間が在学年数に含まれるか	単位認定料について
E X-R/L、箇所間協定	留学	単位認定により 在学年数に算入可能	単位認定料はかかりません。
C S-R/L、同志社、 D D (ダブル・ディグリー)	在学	自動的に在学年数に算入 (最初から算入扱い)	単位認定料はかかりません。
私費	留学	単位認定をし、かつ単位 認定料を納入すれば 在学年数に算入可能	<p><留学期間を<u>在学年数に含める</u>場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位認定料の納入が必要です。 ・2026年度出発者は1単位あたり40,100円。 (年度ごとに改定される場合があります。) ・単位認定料と留学期間に納めた在籍料の合計額は、当該留学期間の学費を上限とします。 <p><留学期間を<u>在学年数に含めない</u>場合></p> <p>単位認定料はかかりませんが、メリット①(留学をしつつ4年/4.5年卒業をする)およびメリット②(延長生学費を適用して学費を減免する)は適用できません。</p>

E X-R/L、箇所間協定、私費留学の方

『メリット①(留学をしつつ4年/4.5年卒業をする)』や『メリット②(延長生学費を適用して学費を減免する)』を希望する場合、必ず単位認定をして留学期間を在学年数に算入してください。

C S-R/L、同志社、DD (ダブル・ディグリー)留学の方

留学期間は最初から必ず在学年数に含まれているので、在学年数の観点では単位認定は必須ではありません。

ただし、卒業所定単位に不足している単位や、延長生学費適用の条件「延長生となる学期の前学期が終了した時点で、算入単位を104単位以上修得している」を満たすために不足している単位がある場合は、必要に応じて単位認定をしてください。

<メリット①（留学をしつつ4年/4.5年卒業をする）に必要な手続き>

・留学期間を在学年数に算入する。【必須】

E X-R/L、箇所間協定、私費留学は、留学期間を在学年数に算入するために振替認定・科目認定のどちらでもよいので必ず何らかの単位認定が必要です。C S-R/L、同志社、D D(ダブル・ディグリー)留学は最初から自動で留学期間が在学年数に算入されています。

・留学期間中に履修できなかった分の下記科目を振替認定する。【必須】

文化構想学部のゼミ選択者：論系ゼミ

※論系ゼミの所定単位数を全て「振替認定」で取得することはできません。

※文構の卒研選択者は「論系ゼミ」は履修しないので、上記の振替認定は不要です。

文学部の学生：卒論演習（「●●演習（卒論）春期」「●●演習（卒論）秋期」）

※卒論演習の所定単位を全て「振替認定」で取得することはできません。

※4.5年間以上での卒業を希望している場合で、復学後に文学部で卒論演習の履修をすることが可能な場合は、原則として卒論演習の振替認定は認められません。（卒論演習の振替認定は必要最小限に限られます。）

※文学部の東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースは、「卒論演習（科目名：○○演習（卒論））の「振替認定」が認められていません。よって、留学期間に4年生春学期か4年生秋学期が含まれる場合（例：3年秋学期～4年春学期等）は、4年間での卒業はできなくなります。

・留学から復学して卒業するまでの残りの在学期間で、通常の科目登録では取り切れない単位がある場合は留学単位認定する【履修状況により対応が必要】

文化構想学部 専門演習（自論系）

1学期あたりに科目登録できる専門演習（自論系）の単位数には制限があるので、卒業までの残り期間で専門演習（自論系）の所定単位を満たせない場合は振替認定が必要です。科目登録可能な専門演習（自論系）の単位数に余裕がない場合も、振替認定をしておくことをおすすめします。

文学部 コース専門科目

留学中に履修できなかった卒論演習（「●●演習（卒論）春期」「●●演習（卒論）秋期」）以外のコース専門科目は、帰国後に復学してからも文学部で科目登録をして履修できるため、振替認定は必須ではありません。

ただし、復学後に修得しなければならないコース専門科目の単位数が、半期・年間の科目登録の制限単位数を超えててしまっている場合（つまり、留学前にコース専門科目の単位をほとんど修得できていない場合）は振替認定が必要です。また、自動登録のコース専門科目同士が曜日時限重複する可能性は非常に低いですが、複数の再履修科目がある方などは、曜日時限重複などで希望のコース専門科目を科目登録できない可能性にも十分注意し、必要に応じて振替認定を検討してください。

文構・文 共通

選択英語・選択外国語

必須ではないですが、選外になることが多いので、科目認定で所定単位を満たすことをおすすめします。

卒業所定単位124単位に不足してしまう単位数

1学期あたりと1年間あたりで科目登録できる単位数には制限があるので、卒業までの残り期間で卒業所定単位124単位を満たせない場合は、科目認定や振替認定が必要です。

・4年卒業申請書を提出する【文学部のみ必須】

「4年卒業申請書」をホームページからダウンロードし、コース主任にて署名・捺印済みの申請書を留学出発日までに事務所カウンターに提出してください。この手続を怠った場合、4年間での卒業は原則としてできなくなります。

<メリット②（延長生学費を適用して学費を減免する）に必要な手続き>

・留学期間を在学年数に算入する。【必須】

●C S-R/L、同志社、DD(ダブル・ディグリー)留学の方

最初から自動で留学期間が在学年数に算入されています。留学期間を在学年数に算入するための手続きは特にありません。

●E X-R/L、箇所間協定、私費の方

留学期間を在学年数に算入するために振替認定・科目認定のどちらでもよいので必ず何らかの単位認定が必要です。私費留学の場合は認定する1単位あたり約4万円の単位認定料の納入が必要なため、認定する単位数を必要最小限にすると経済的負担を抑えることができます。ただし、認定される単位数は以下のとおりで定められており、認定単位数を学生さんご自身の希望で意図的に少なくすることはできませんので、どのように単位認定を申請するか十分注意してください。（留学先で履修した複数の科目のうちどの科目をいくつ単位認定するかは自由ですが、1つの科目で認定される単位数を所定の計算結果よりも意図的に少なく申請することはできません。）

科目認定で認定される単位数

[科目認定をするすべての留学先大学科目の授業時間の総合計] ÷ 675分 = 科目認定の認定単位数

※小数点以下の端数は切り捨てです。（例：計算結果が4.8888…の場合は4単位となります。）

振替認定で認定される単位数

振替先の文構・文の科目的単位数が認定単位数となります。（文構・文の多くの科目は1科目2単位程度です。）

留学先で履修した科目的単位数、授業時間数は関係ありません。

・延長生学費適用に必要な算入単位104単位を、延長生となる学期の前学期までに修得する【必須】

延長生となる学期の前学期が終了した時点で、算入単位を104単位以上修得している場合のみ授業料が減免となります。

通常の科目登録による履修で修得する単位数だけでは、延長生となる学期の前学期までの修得単位が104単位に満たない場合は、必要に応じて単位認定を行って104単位を満たせるようにすることができます。このようなケースでは、延長生学費適用のために必要な単位認定にかかる単位認定料の金額と、授業料が減免される金額をよく比較して検討してください。場合によつては、メリット②を諦める方が大学に支払う総額が少ない場合もあるのでご注意ください。なお、個々の学生さんについて、どうすれば大学に支払う総額が少なくなるかを事務で確認することはできませんので、ご自身で計算をしてください。

1年生		2年生		3年生		4年生		5年生					
春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋				
在学				留学 在学年数に算入		在学		卒業					
正規生扱い								延長生扱い 4年秋までに修得した 算入単位が104単位 以上で学費減免					

※上記の留学期間は一例です。

・復学後にすぐ延長生となる場合は、第2回目までの単位認定申請期間に申請を行う

単位認定の申請期間は各学期3回ずつありますが、復学後にすぐ延長生となる場合は、必ず第2回目（春学期復学者は2月、秋学期復学者は9月）までに申請してください。やむを得ない事情により2回目までに申請ができない場合、その旨をあらかじめ事務所まで連絡してください。

2. 振替認定について

振替認定では、下表の「認定可能な科目」で指定される自学部の設置科目と、内容が同等と見なせる科目を留学先で修得することで、当該の自学部の設置科目の単位に振り替えることができます。



認定可能な科目	振替先に指定できる科目は以下の通りです。また、重複履修可能な科目を除き、既に単位を修得済みの科目を振替先に指定することはできません。 文構：専門演習（自論系）、論系ゼミ 文：自コース専門科目の <ul style="list-style-type: none">・必修演習、選択演習、必修講義、選択講義・コース専門外国語（フランス語フランス文学コース、ドイツ語ドイツ文学コース、ロシア語ロシア文学コースのみ） ※振替先の文構・文の科目的単位数1単位につき、675分以上の授業時間がある留学先科目を選んでください。例えば、文構・文で2単位の科目に振替認定を希望する場合、留学先科目としては授業時間1,350分（675×2）以上の授業時間がある科目を振替認定してください。授業時間数が不足している場合は、振替認定が認められない可能性があるので極力避けてください。
認定される単位の科目名称	振替先に指定した <u>自学部設置科目名と同じ名称</u> が表示されます。 (振替先の早稲田大学側の科目名称が表示される。)
認定される成績の評価	A+、A、B、C (GPAに含まれる。) ※評価方法については 注意3 を必ず確認してください。
認定単位数	振替先に指定した自学部設置科目と同等の単位数

振替認定の手続きの流れ

- 1) 留学に行く前（留学先の科目を登録する前）に、留学先大学のシラバス等で、振り替えたい文構・文の科目と内容が同等と見なせそうな科目を自分で探す。

- 2) 手順1)で調べた科目が同等と見なせるかについて、教員に事前確認をする。

事前確認の際は、留学先大学のシラバス等を準備して、教員に留学先科目がどんな科目か説明できるようにしておく。

＜事前確認をする教員＞

文構の論系ゼミ	ゼミ担当教員
文構の専門演習（自論系）	論系主任の教員（直接連絡ができない場合は論系室が窓口ですので相談してください）
文の卒論演習	卒論演習の担当教員
文のコース専門科目	コース主任の教員（直接連絡ができない場合はコース室が窓口ですので相談してください）

※論系・コースによっては振替認定を一切認めていない科目があるケースもありますので、必ず事前確認を行ってください。

- 3) 留学先大学で科目を履修し成績を修得する。

- 4) 帰国後に、留学先大学の科目の実態(具体的な授業内容)が分かる資料・証拠を添えて申請する。(詳細は本資料を要確認)

- 5)手順4)の提出資料を確認し、同等の内容であると改めて認められれば振替認定が認められ、単位が付与される。

なお、手順2)の事前確認で同等と見なされた場合でも、手順4)の資料の内容を審査した結果、振替認定が認められない場合もあります。

注意1 文学部の東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースは、「卒論演習（科目名：○○演習（卒論））」の「振替認定」が認められていません。よって、留学期間に4年生春学期か4年生秋学期が含まれる場合（例：3年秋学期～4年春学期等）は、4年間での卒業はできなくなります。

注意2 以下のケースに該当する科目は振替認定ができません。

- ・P(Pass) や S(Satisfactory)、CR(Credit) などで評価される、単位が付与されても成績評価がつかない科目。

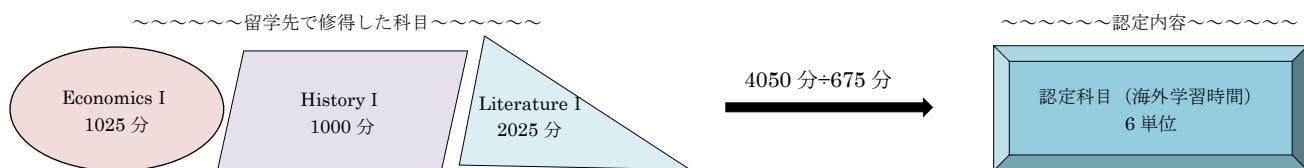
- ・留学期間中に早稲田大学で休講していた科目や、そのほか何かしらの理由（配当年次、既修得など）で留学期間中に仮に在学しても履修することができなかつた科目。
- ・科目種別や科目区分ごとに定められた必修単位数を超えるような振替認定は認められません。所定単位数を超える振替認定の申請があった場合、任意の科目を「科目認定」に変更します。

注意3 振替認定により付与される早稲田大学の成績の評価は、留学先大学よりも評価が下がる場合や、同じ大学に同時期に留学して同じ成績評価を得ている学生間で異なる成績評価になる場合があります。これは、振替認定により付与される早稲田大学の成績の評価が、留学先の成績証明書等の記載やシラバス・科目レポート・当該授業に関する自作の資料等の提出資料をもとに、留学先大学の科目と本学部の科目でどの程度内容が一致しているか（どの程度同等と見なせるか）や留学先大学と本学部の授業内容のレベルの違い等を含めて考慮し、当該評価が本学部ではどのような位置にあるのかを相対的かつ総合的に判断するためです。認定後の成績評価についてのお問い合わせについては対応しかねますので、ご理解の上申請を行うようしてください。

注意4 教職課程の「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目は、振替認定をしても教員免許状の取得には使えません。（卒業所定単位数にはカウントされます。）振替認定をしてしまうと、当該科目は新たに科目登録することはできなくなりますので、認定を申請する際は特にご注意ください。なお、「教科に関する専門的事項」の科目に振替認定したものは、同志社大学で履修した科目を除き、教員免許状の取得に使用することができます。

3. 科目認定について

科目認定では、留学先大学で修得した任意の内容の科目の修得単位を、その授業時間数に応じて文化構想学部・文学部の卒業所定単位に振り替えることができます。留学先大学の授業内容に応じて、文構・文の「選択英語」「選択外国語」「他箇所設置科目（講義算入）」の3種類の科目区分の単位として認定ができます。



科目認定															
認定可能な科目	<p>以下を除く、任意の内容の留学先大学の科目を科目認定可能です。文構・文の設置科目と内容が同等である必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文学学術院の選択外国語・選択英語と同等以上のレベルとみなされない初級外国語科目（「基礎外国語」「必修英語」相当の科目）。 ・体育系実技科目 														
認定される単位の科目区分と科目名称	<p>科目認定で付与される単位は、その授業内容に応じて以下の科目名称、科目区分になります。</p> <p>【ポイント】語学科目の場合：何語「を」学ぶか、語学以外の科目の場合：何語「で」学ぶか</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>留学先の科目の内容</th><th>認定される科目名称</th><th>認定科目の科目区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・語学として「英語」を学ぶ科目 ・教員が「英語」を使用して授業を実施する語学以外の科目 </td><td>認定科目-選択英語-（海外学習期間）</td><td>選択英語</td></tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・語学として文構・文の「選択外国語（※）」を学ぶ科目 ・教員が「選択外国語」の言語を使用して授業を実施する語学以外の科目 </td><td>認定科目-選択外国語-（海外学習期間）</td><td>選択外国語</td></tr> <tr> <td>上記のいずれにも該当しない科目</td><td>認定科目（海外学習期間）</td><td>他箇所設置科目（講義算入）</td></tr> </tbody> </table>			留学先の科目の内容	認定される科目名称	認定科目の科目区分	<ul style="list-style-type: none"> ・語学として「英語」を学ぶ科目 ・教員が「英語」を使用して授業を実施する語学以外の科目 	認定科目-選択英語-（海外学習期間）	選択英語	<ul style="list-style-type: none"> ・語学として文構・文の「選択外国語（※）」を学ぶ科目 ・教員が「選択外国語」の言語を使用して授業を実施する語学以外の科目 	認定科目-選択外国語-（海外学習期間）	選択外国語	上記のいずれにも該当しない科目	認定科目（海外学習期間）	他箇所設置科目（講義算入）
留学先の科目の内容	認定される科目名称	認定科目の科目区分													
<ul style="list-style-type: none"> ・語学として「英語」を学ぶ科目 ・教員が「英語」を使用して授業を実施する語学以外の科目 	認定科目-選択英語-（海外学習期間）	選択英語													
<ul style="list-style-type: none"> ・語学として文構・文の「選択外国語（※）」を学ぶ科目 ・教員が「選択外国語」の言語を使用して授業を実施する語学以外の科目 	認定科目-選択外国語-（海外学習期間）	選択外国語													
上記のいずれにも該当しない科目	認定科目（海外学習期間）	他箇所設置科目（講義算入）													
	<p>※選択外国語：フランス語、ドイツ語、ロシア語、中国語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語。</p> <p>例 1 英語を使用して中国語を学ぶ科目…「選択外国語」（語学科目は何語を学んだかが優先される） 例 2 英語を使用して哲学を学ぶ科目…「選択英語」 例 3 英語を使用してポーランド語を学ぶ科目…「他箇所設置科目（講義算入）」 例 4 インドネシア語で経済を学ぶ科目…「他箇所設置科目（講義算入）」</p>														
認定される成績	<p>P（合格） (GPAに含まれない。)</p>														
認定単位数	留学先科目の授業時間数に応じた単位数														

科目認定の手続きの流れ（概要）

- 1) 留学先大学で科目を履修し成績を修得する。
- 2) 帰国後に、留学単位認定の必要資料を準備して申請する。（詳細は本資料を要確認）
- 3) 手順2)の提出資料で審査をし、科目認定が認められれば単位が付与される。

科目認定の単位数の計算方法

科目認定を申請する留学先科目の合計授業時間数を算出し、授業時間数 675 分ごとに 1 単位（端数切捨て）として科目認定を申請できます。（留学先で履修した複数の科目を申請するときは、全科目的授業時間数の合計で計算する。）

例) 授業総時間数が 4,000 分の場合

$$4,000 \div 675 = 5.92\cdots \Rightarrow 5 \text{ 単位} \text{ (端数は切り捨て)}$$

なお、計算された単位数よりも少ない単位数を申請することはできません。

例) 1 科目で授業時間数が 2,700 分 ($2,700 \div 675 = 4$ 単位) の科目について、1 単位分だけの科目認定を申請することは不可。

4. 認定単位数の上限について

留学による認定単位数には以下の上限があります。

留学前に既に「他箇所設置科目（卒業算入）」を多めに修得している方や、帰国後に履修・卒業算入を希望する他箇所設置科目がある場合は、留学単位認定時に申請する合計単位数について注意してください。

なお、留学単位認定で単位を修得しても、科目登録は通常の登録制限単位数の上限いっぱいまで行うことができます。（認定単位数は文化構想学部/文学部の科目登録における登録制限単位数には含まれません。）

	留学単位認定の 上限単位数(A) ※振替認定と科目認定の合計	他箇所設置科目（卒業算入）の 修得制限単位数(B)	(A)+(B) の上限
文化構想学部	36	36	60
文学部	36	36	60

(例) 文化構想学部・文学部で留学中に修得した単位が 36 単位認定された場合、卒業までに算入できる他箇所設置科目は合計で 60 単位までとなっているため、60 単位 - 36 単位 = 24 単位まで算入することができます。

学士入学者の留学単位認定上限単位数(A)は 18 単位、他箇所設置科目修得制限単位数(B)は 18 単位となり、(A)+(B) の上限は 30 単位ですのでご注意ください。

また、大学設置基準により、オンライン授業科目の卒業所定単位数への算入上限は 60 単位（通信教育課程および大学院の課程を除く。）とされています。留学単位認定においても、対面授業科目とオンライン授業科目を分けて認定します。

申請の際は以下の表を参照して、留学先で履修した科目が対面授業科目なのかオンライン授業科目なのかを確認してから申請するようしてください。、

対面授業科目	全授業時数の半分以上が対面授業で実施された授業科目
オンライン授業科目	全授業時数の半分未満が対面授業で実施された授業科目

5. 単位認定の申請方法について

単位認定を希望する学生は、「単位認定申請書」等の必要書類を帰国後、定められた期日に定められた方法で提出してください。申請に基づき、学部での審査・教授会での承認を経て、単位が認定されます。

なお、提出の際に、書類が整理されていない、不足書類がある等の場合、受理しませんので注意してください（提出日当日に準備・修正ができる場合、次回の受付となり、認定結果発表も遅れます）。また、書類提出後に事務所よりメールや記入した携帯電話番号にご連絡する場合がございますので、こまめに確認をするようにしてください。

手続日程等の詳細は、文化構想学部・文学部のホームページをご確認下さい。また、保証人宛に郵送する「復学手続きについてのご案内」もあわせてご確認下さい。(Waseda メールにてお知らせする場合もあります)。

【手続日程（予定）】

春学期復学者

申請	認定結果発表
1月	3月上旬
2月	3月下旬
3月	4月下旬★

秋学期復学者

申請	認定結果発表
6月	7月下旬
9月	10月下旬 ★
10月	11月下旬 ★

★については、認定結果発表が科目登録期間終了後となります。

- ※1. 申請できるのは一回のみです。複数回に分けて申請をすることはできません。
- ※2. 延長生ならびに留学期間を在学期に算入することで、復学後に延長生となる学生は、学費の計算の関係上、必ず第2回目（春学期復学者は2月、秋学期復学者は9月）までに申請してください。やむを得ない事情により2回目に申請ができない場合、必ずその旨をあらかじめ事務所まで連絡してください（文学学術院事務所学務係 TEL:03-3203-4381）。
- ※3. 申請時には申請科目の中に修得済の科目が含まれていないかの確認（重複履修可の科目は申請可能）や、他箇所設置科目（算入）の修得済み単位数が超過していないかご自身でよく確認の上、記入と申請をお願い致します。申請後に間違いがみつかった場合は、当該科目の申請が取り消されますのでご注意ください。また、学部での審査時には必要に応じて面談を実施する場合もあります。面談については、必要な場合のみ書類提出後に個別に案内します。対象者には Waseda メールにて連絡を行いますので、メールを定期的に確認するようにしてください。認定結果発表の際も、Waseda メールにて通知します。
- ※4. 必ずしも申請した通りに認定されるわけではありません。振替認定が不可だった場合に、科目認定に切り替えて認められる場合もあります。発表される認定結果をよく確認してください。

提出書類

必要な書類		振替認定	科目認定	提出方法	備考
①	留学単位認定申請書 (Excel)	◎	◎	申請フォームで提出	以下の Excel ファイルをダウンロードしたうえで申請情報を入力し、申請フォームにて提出すること。 https://waseda.box.com/v/tanininteisinseisyo ※申請フォームの URL は、申請期間前に別途公開します。
②	英文成績証明書【原本】	◎	◎		1通、留学先機関の発行する、在学期間・科目名・成績評価・単位数が明記された英文の成績証明書。 留学先が英語圏でない場合も、単位認定には英文の成績証明書が必要。 ※英文の成績証明書が発行されない場合、ご自身で英訳し、原本とあわせて提出してください。 ※「同志社大学」への国内留学の場合は、大学が一括して手配を行いますので個人で取得する必要はありません。
③	留学先の成績評価基準が分かる資料	◎	◎		要項類などで、「A+が 100~90 点」といったことが分かる資料。成績証明書上に記載がある場合は不要。英文または和文のものでない場合、和訳を付けて提出して下さい。 ※成績評価基準が無い場合、通常の評価より評価が下がる場合もございます。
④	講義要項（シラバス）のコピー	○	○		科目ごと に必要。WEB シラバス等を PDF 化したものでも可。 シラバスがない場合は、①留学単位認定申請書で授業内容をより詳しく記入すること。
⑤	当該授業に関する 自作の 資料 (例: 授業で使用したノート・提出したレポート・発表資料 (Power Point やレジュメなど))	◎	×		授業で学習した内容が分かる自作の資料（授業で使用したものでよく、単位認定のために改めて作成する必要はない）を、振替認定を希望する科目ごとに提出すること。点数は制限しないが、必ず整理した状態で提出すること。 整理されていない資料は受領しない。また、1つの科目につき 30MB 以内に収まるようにすること。

(◎=提出必須、○=可能な限り提出、×=提出不要)

※原則としてすべての書類を申請フォームから提出いただきます。ただし、データが鮮明でない場合などは原本の提出をお願いすることがありますのでご注意ください。

※「EX-R/L」の場合、留学センターにも成績証明書の提出が求められる場合がありますので、各自必要部数を事前に確認しておいてください。また留学先機関によっては、発行までに1ヶ月以上の期間を必要とする場合もありますので、早めに発行の手続きをしておくようにしてください。

※留学単位認定申請書（Excel ファイル）内 科目レポート作成上の注意事項

留学単位認定申請書（Excel ファイル）内には、各科目の詳細を入力する「科目レポート」があります。

作成にあたっては、留学先での授業の内容や難易度が明確に分かることを心がけ、単位を修得した科目が、文化構想学部・文学部として単位認定するにふさわしいことを明快に説明してください。具体的には以下の内容を盛り込むようにしてください。内容に不備・不足がある場合や記載すべき内容が記載されていない場合、再提出となることがあります。

○科目名・科目的種類（教養科目・専門科目・語学等）・到達目標・授業回数・1授業あたりの時間数・総時間数・成績・出席状況

○授業の形式・内容

○担当教員について（専門分野や研究内容、教員との交流）【分かる範囲内でよい】

○自分が担当した発表の内容や作成したレポート・課題の概要、討論への参加状況、語学科目における授業中の発言（貢献度合い）

6. 留学期間を含めて標準修業年数の4年間もしくは4.5年間での卒業を希望する際の留意点

- ・留学後は原則として復学をして、1学期以上の早稲田大学での在学が必要となります。
- ・本資料の「単位認定の概要」の「メリット①（留学をしつつ4年/4.5年卒業をする）」の説明をよく確認して手続きしてください。
- ・文学部の学生が4.5年間以上での卒業を希望している場合で、復学後に文学部で卒論演習の履修をすることが可能な場合は、原則として卒論演習の振替認定は認められません。（卒論演習の振替認定は必要最小限に限られます。）何らかの理由で単位認定を強く希望する場合は出発前に文学学術院事務所まで相談してください（但し、振替が認められるとは限りません）。**また「3年秋学期～4年春学期」以外の留学期間の場合、卒論演習への振替認定が認められないことがありますので、必ず出発前に文学学術院事務所に相談してください。**
- ・文学部の東洋哲学コース・社会学コース・演劇映像コース・中国語中国文学コースは、「卒論演習（科目名：○○演習（卒論））」の「振替認定」が認められていません。よって、留学期間に4年生春学期か4年生秋学期が含まれる場合（例：3年秋学期～4年春学期等）は、4年間での卒業はできなくなります。
- ・文化構想学部の論系ゼミや、文学部の卒論演習の所定単位数を全て「振替認定」で取得することはできません。

少しでも不明な点がある場合は、必ず出発前に文学学術院事務所に相談してください。帰国後では対応できず4年間（4.5年間）での卒業ができない可能性もありますので注意してください。

7. 復学後の注意事項

認定結果発表時期が科目登録後の場合、科目登録に影響がある場合があります。例えば、認定が通らない可能性を考慮して、科目登録を行うなどの対応が発生することがあります。この場合でも、科目登録の取消は認められません。

○振替認定対象科目の Web 科目登録について

・振替認定を申請した科目が自動登録科目の場合

振替認定が認められた場合には、自動登録された科目は取消されます。なお、振替認定が認められないこともありますので、認定結果が出るまでその授業に出席をしてください。また、登録制限単位数の関係で、他の科目が登録できないような場合には、振替認定する自動登録科目の取消をしますので事務所へお越しください。ただし、振替認定が認められなかった場合には、自動登録科目を再度登録することになり、その結果、登録上限単位数を超えてしまうような場合には、他の取消可能な科目から取消する科目を選んでいただくことになります。

・振替認定を申請した科目が自動登録科目以外の場合

振替認定が認められないこともありますので、認定結果が出るまでその授業に出席をしてください。認定不可だった場合、余裕定員があれば当該科目の科目登録を行うことができますので、希望する場合は速やかに事務所へお越しください。

○ゼミ（ゼミ論文）、卒論演習（卒業論文）の振替認定について

ゼミ・卒論演習の振替認定が認められた場合、当年度にゼミ 8 単位・卒論演習 4 単位を修得できる見込みとなった学生には、ゼミ論文・卒業論文が自動登録されます。ゼミ論文・卒業論文が自動登録された年度にゼミ論文・卒業論文を提出しない場合は、当該科目が不合格となり、GPA に影響します。そのことをよく踏まえたうえで、ゼミ・卒論演習の振替認定を申請してください。なお、申請後にゼミ・卒論演習の振替認定申請を取り下げたり、自動登録されたゼミ論文・卒業論文を取り消したりすることはできません。

上記のことを含め各個人の単位修得状況や論系・コースによって様々なケースがございますので、ご不安な点がある場合は、出発前に質問事項をまとめた上で事務所までお問い合わせ下さい。

以上

◎問い合わせ先◎

〒162-8644 新宿区戸山1-24-1

早稲田大学文学学術院事務所

学務係学生支援担当

Tel: 03-3203-4381

Mail: toyama-seiseki@list.waseda.jp